

平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.100

2014.2.5

発行：平和憲法・9条をまもる
岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019-684-2225

FAX019-684-2227

「秘密保護法」廃止へ！ 多くの市民のみなさんと声をあげましょう！ 2・8岩手県民集会

1月30日（金）、「『秘密保護法』廃止へ！岩手県民集会」実行委員会（事務局：平和憲法・9条をまもる岩手の会）は、県政記者クラブで集会に関して記者会見を行いました。事務局を務める平和憲法・9条をまもる岩手の会事務局の岩手県生協連加藤会長理事が集会の趣旨を述べた後、実行委員会メンバー4名が廃止への思いを訴えました。

いわて労連の金野議長は特定秘密保護法の問題点を指摘し「アメリカと一緒に戦争ができる国への一歩だ」と、原発ゼロ岩手学識者の会の高塚事務局長は「原発は今でも国民の関与できないところにある。原発の情報の隠ぺいが堂々で行われるようになってしまう」と批判しました。岩手医労連の吉田書記次長は「岩手医大の矢巾キャンパス近くの矢幅駅で、街宣をした9条の会から学生たちが『秘密保護法反対の署名ですか？』と駆け寄って来たり、『チラシをほしい』と言われたと聞いた。関心を持った若者が参加してくれるような報道をしてほしい」と訴えました。9条を守る都南の会の伊藤さんは「普通の主婦としてこわい法律だと感じる。都合の悪いことが秘密にされ、平和が脅かされる事態にならないために、しっかり反対したい」と強調しました。

2月8日は午前には岩手の会の活動交流会、午後にはこの集会の開催となります。続けて参加の方には500円でお弁当を用意します（要申込、当日支払）。寒い時期の開催ですが、通常国会が始まった今、施行にむけて準備が進む前に、廃止を求める大きな声を上げ、「特定秘密保護法」にNO！を突きつけましょう。

◇日時：2月8日（土）10：30～12：10 活動交流会（3つの分散会に分かれます）
12：45～14：45 「秘密保護法」廃止へ！2・8岩手県民集会
◇会場：盛岡市「岩手教育会館」 ※集会終了後デモ行進

1月9日 新春宣伝

～矢巾九条の会～



矢巾九条の会では、1月9日（木）矢巾駅頭で新年最初の「9日宣伝・署名行動」を会員5人、お孫さん1人も加わって30分ほど行いました。厳寒の中でしたが、若い乗降客など十数人が快く応じ、激励の声もかけてくださいました。

憲法9条が危うい、若者のみなさんが戦争に行くことがないように、と呼びかけ、若者も協力してくれました。

次回は2月9日に行動します。



被災地岩手からの
発信

岩手県・憲法を活かす首長の会シンポジウム 『自治体の諸課題と憲法』をテーマに開催

1月25日（土）、現職や元職の市町村長で組織する「地方自治に日本国憲法の理念を活かす岩手県市町村長の会」（略称：岩手県・憲法を活かす首長の会）はシンポジウムを盛岡市の岩手水産会館で開催し、県議や市町村議を含め約50人が参加し、復興の在り方などについて意見を交わしました。

前奥州市長の相原正明代表による課題提起に続きパネルディスカッションが行われました。県立大学総合政策学部教授の田島平伸氏、弁護士の佐々木良博氏、元葛巻町長の遠藤治夫氏、相原代表がパネリストを務め、岩手日報社取締役論説委員長の村井康典氏をコーディネーターに、震災復興、地方分権と道州制問題、改憲をテーマに議論しました。



震災復興について、用地取得や資材不足などが課題としてあげられ、解決策を岩手県は提案しているが、憲法を逆手に取って政府は消極的なことなどが出された。

憲法改正問題について、相原代表は「地域の責任者である首長が、憲法問題に関心を持つよう住民に発信していく意義は大きい。憲法はあって当たり前という受身の状態で国民投票をむかえては大変だ」と述べました。

参加者からは、「意義のあるシンポジウムだった。ぜひ地域でも開催してほしい」「改めて自治体の役割を考えさせられた」などの感想が寄せられました。

コラム = 安倍首相、靖国神社を「公式参拝」！（残念の極み）

昨年12月26日（木）予想通り安倍首相は靖国神社を「参拝」しました。それに対する反応は国内からのみならず国外からも厳しいものでありました。これは参拝者個人の「心の問題」などではないことは日本国民には明白である筈ですが、政府首脳などはこの「参拝」を繰り返しています。

国内からのものは当然「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすること」（日本国憲法。以下、「憲法」という）を基本にした批判であり、国外からのものはポツダム宣言、「東京裁判」や国連憲章などを基本にした批判、懸念など厳しいものでした。改めて注意する必要があるのは、国連など「国際政治」面からのものであることです。米国合衆国政府でさえ国連を中心にした「国際政治」との関係から「失望」と、強く表明せざるを得ませんでした。

とりわけ政府首脳などによる靖国神社参拝は、日本国民が「憲法」で始めて「恵沢（平和的な幸福）を確保（したこと）」という日本国民の基本的利益に反するのみならず、国連中心の「国際政治」への約束にも反する非平和的なものであり、また日本による「戦争」の惹起を国際社会に懸念させるものであると思います。戦後の日本国民と国際社会に誓った「憲法」は嘘だったのでしょか。

繰り返しますが「憲法9条を守る」など「日本国憲法擁護」の活動をしているものにとって、「こういうことをする者」が「国会における代表者」（「憲法」）に選ばれることを許さない国民的議論と運動を強めることが緊急に求められていると思います。

(T)

今月の署名行動 3月まで、岩手の会の街宣はお休みです。
各地域での活動にご奮闘ください。